

「三条市合併処理浄化槽設置補助金」の代理受領制度について

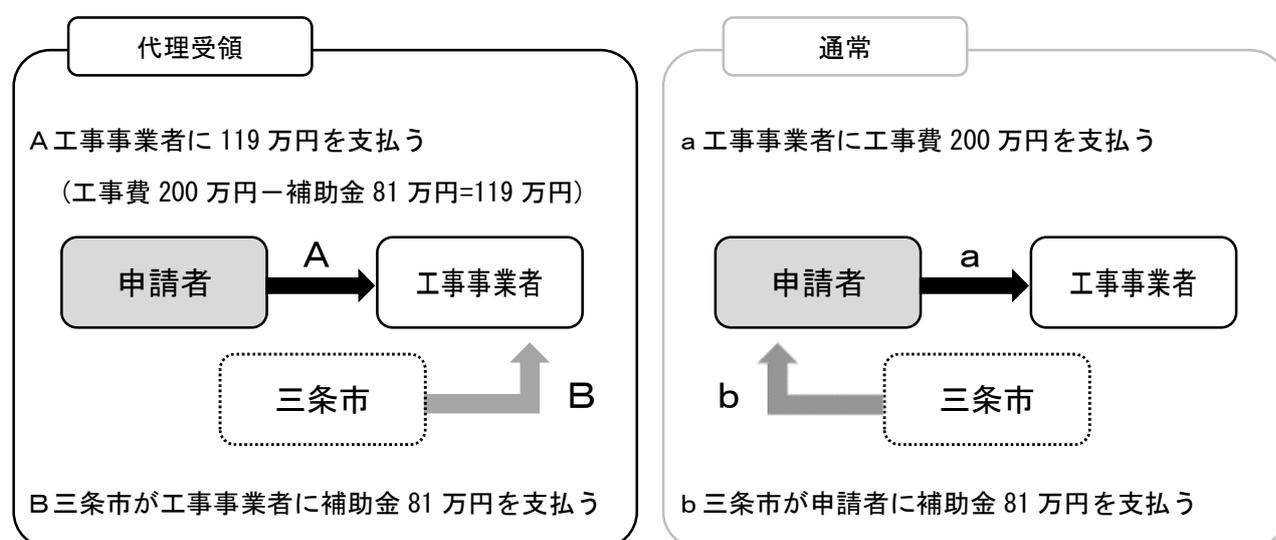
1 代理受領制度について

代理受領制度は、補助対象工事を施工した者(以下、工事事業者)が、申請者の委任を受けて補助金の請求と受領を代理で行うものです。

この制度を利用すると、申請者は工事費から補助金を差し引いた額を工事事業者に支払えば良いため、一時的な費用負担が軽減されます。

2 代理受領のイメージ

■工事費 200 万円、補助金 81 万円の場合の例■



3 代理受領制度を利用する場合の流れ

はじめに、制度を利用するかどうかを申請者と工事事業者で相談してください。

- ①代理受領制度を利用する場合は、「代理受領届出書」を記入(双方記入欄あり)
- ②補助金交付申請時に「代理受領届出書」を提出(後日の提出も可)
- ③工事後、申請者は、工事事業者に補助額を除いた差額分を支払う。
- ④工事事業者は、差額分(申請者が支払った額)の領収書を作成する。
- ⑤工事事業者は、「代理受領請求書」を記入
- ⑥工事事業者は、領収書の写し、「代理受領請求書」、必要書類を添えて実績報告書を市に提出



市職員による現地確認等が終了した後、市から工事事業者に補助金を支払います(口座振込)。